

し尿処理手数料の改定について

【手数料改定の考え方】

総原価（廃棄物の収集・処理に要する経費）

総原価＝直接経費（人件費＋物件費＋減価償却費＋起債償還利子）＋管理部門費

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）

【手数料コストの対象範囲】

- ・サービス提供のための直接必要となる経費で、処理等に要する経常的な経費と人件費
- ・人件費は、手数料の徴収事務に係るものを計上
- ・ごみ処理手数料等は資本的経費（施設建設費等）を加味して受益者負担部分を考慮

【手数料コストの負担割合】

- ・手数料は原則受益者負担100%

対象コスト
（経常的事務経費＋人件費＋資本的経費）

過去の改定経過

控除要素の検討

加算要素の検討

【手数料コストの算定方法】

手数料コスト＝経常的事務経費＋人件費＋資本的経費－控除要素＋加算要素
（平成26年度から平成29年度までの決算額等で算定）

激変緩和措置
（改定前の1.5倍を上限）

他都市との均衡

【新・旭川市ごみ処理・生活排水
処理基本計画（改訂版）】の施策
・ごみの減量・資源化の推進
・適正な処理費用の設定

改定手数料
（受益者負担）

1 手数料改定の対象となる一般廃棄物と排出者

対象となる一般廃棄物	排出者
くみ取り便所のし尿	くみ取り便所を使用している市民又は事業者

2 手数料コストの算定

平成 26 年度から平成 29 年度までの需用費や業務委託料などの経常的事務経費、手数料の徴収事務に係る人件費、旭川市環境センターの減価償却費である資本的経費の合計から、し尿のくみ取りや処理に直接関係のない浄化槽汚泥処理費、改修工事分の減価償却費などを控除して算定したし尿処理手数料コストを表 1 に示す。

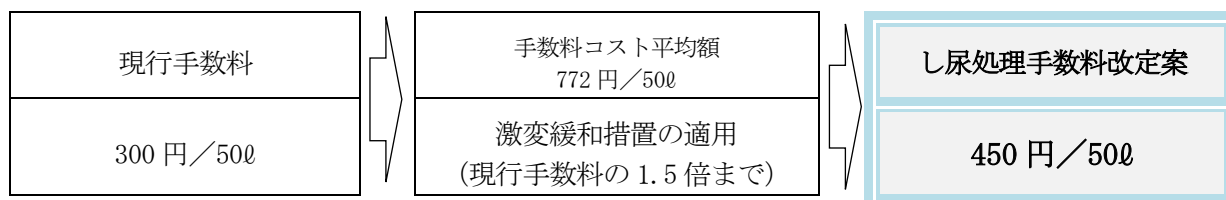
し尿処理量は減少傾向にあるが、し尿処理に掛かる手数料コストは増加傾向にある。

表 1 し尿処理量と手数料コストの推移

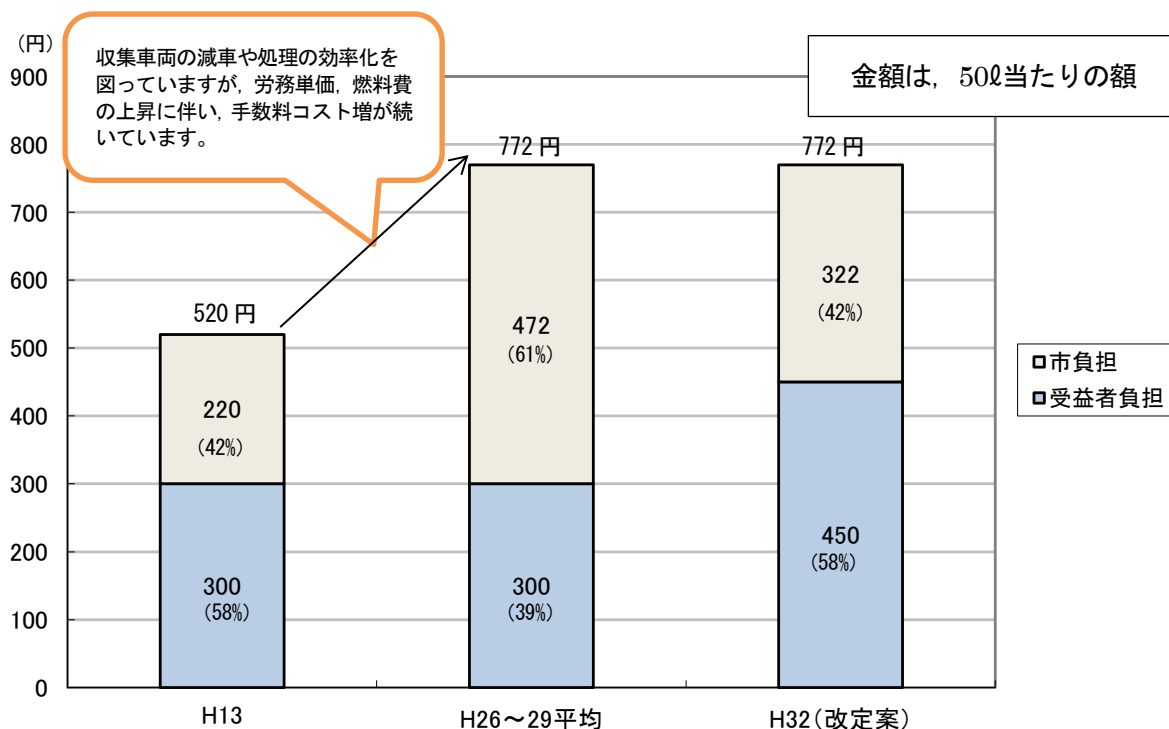
	H13 (前回改定時)	H26	H27	H28	H29
し尿処理量 (kℓ)	36,738	13,272	12,343	11,962	11,503
手数料コスト (円/50ℓ)	520	762.192	766.842	767.081	792.589
平均額 (円未満切捨)	—	772			
し尿処理手数料 (円/50ℓ)	300	300	300	300	300
排出者負担割合	57.7%	39.4%	39.1%	39.1%	37.9%

3 し尿処理手数料の改定

平成 26 年度から平成 29 年度までの手数料コストの平均額は、現行のし尿処理手数料の 1.5 倍を超えているので、受益と負担の適正化に向けた取組指針（改訂版）に基づき、激変緩和措置を適用し、し尿処理手数料の改定案を 450 円/50ℓとする。



4 手数料コストに対する排出者負担割合の比較



5 道内主要都市の状況

	手数料	10当たりの 手数料換算	備考	減免の状況
旭川市	450 円/500	9 円/ℓ	改定案	現行どおり
	300 円/500	6 円/ℓ	現 行	生活保護、災害、児童保育施設、母子等
札幌市	320 円/270	11.85 円/ℓ		災害、社会福祉事業者
函館市	300 円/1000	3 円/ℓ	下水道区域外 300 円/1 人	災害、社会福祉施設、低所得者（生保除く）
釧路市	133 円/200	6.65 円/ℓ		災害
苫小牧市	322 円/500	6.44 円/ℓ	下水道区域外 244 円/500	社会福祉施設
帯広市	300 円/500	6 円/ℓ		災害、市主催事業
小樽市	161 円/200	8.051 円/ℓ	事業所 241 円/200	生活保護、高齢者、母子、障がい者
北見市	310 円/500	6.21 円/ℓ		生活保護、災害
江別市	90 円/200	4.5 円/ℓ		生活保護、災害
室蘭市	430 円/360	11.94 円/ℓ	下水道区域外 130 円/360	災害、公衆トイレ、障がい者（下水道区域外のみ）

6 工事中仮設トイレ加算の改定について

(1) 工事中仮設トイレにかかる手数料 = し尿処理手数料 + 工事中仮設トイレ加算

(2) 加算額徴収の理由

工事中仮設トイレは、突発的・緊急対応的な収集であり、一般との差別化を図る目的で加算を設定している。

(3) 工事中仮設トイレのくみ取り件数推移

	H26	H27	H28	H29
工事中仮設くみ取り件数	1,547 件	1,462 件	1,495 件	1,657 件

(4) 工事中仮設トイレ加算額の改定

工事中仮設トイレの平均収集量 316ℓ の場合に、し尿処理手数料改定案 450 円/50ℓ に現行加算額を加え、50ℓ 当たり重量換算をすると約 616 円となることから加算額を 150 円/50ℓ とする。

なお、収集量 550ℓ 以上については激変緩和措置を適用し、加算額を 1 件 1,500 円とする。

現在	改定案
300 円/50ℓ × 収集量 + 1,000 円	550ℓ 未満 (450 円/50ℓ + 150 円/50ℓ) × 収集量 550ℓ 以上 450 円/50ℓ × 収集量 + 1,500 円

7 手数料改定による影響額

(1) くみ取り量別モデルケース

くみ取り量	現行手数料 (A)	改定案 (B)	差額 (B)-(A)
500ℓ	3,000 円	4,500 円	1,500 円
1,000ℓ	6,000 円	9,000 円	3,000 円
3,000ℓ	18,000 円	27,000 円	9,000 円

(2) 工事中仮設トイレを設置する事業者

工事現場ごとにくみ取り量は異なるが、1 件の収集量が 200ℓ 未満の場合は、手数料と加算額の合計が現行より減少する（1 件の収集量が 200ℓ 未満となる工事中仮設トイレが全体の約 6 割を占めている）。平均では 1 事業所・1 件当たり約 1,200 円の負担増が見込まれる。

	し尿処理手数料	工事中仮設トイレ加算額	収集量 150ℓ の場合	平均収集量 316ℓ の場合 (平成 29 年度)	激変緩和措置適用の収集量 550ℓ の場合
現行	300 円/50ℓ	1,000 円/件	1,900 円	2,800 円	4,300 円
改定案	450 円/50ℓ	150 円/50ℓ (550 ℓ 以上は加算額 1,500 円/件)	1,800 円 (0.95 倍)	3,600 円 (1.28 倍)	6,450 円 (1.5 倍)
差額	150 円/50ℓ	—	−100 円	1,200 円	2,150 円